

## 平成27年度事業計画書

### (概要)

新法人となって第3年度です。本年度も、基本的に定款第5条に規定される各事業を大きく4分類して年間の事業計画を策定して実施します。

### (事業活動)

(継続事業1) ジュニアヨットクラブの普及活動と競技会開催に関する事業  
(定款第5条 第1項 第3号及び第7号)

#### 1. 国際交流日本ジュニアヨットクラブ競技会2015 (宮古大会)

7月31日(土)～8月2日(日)、岩手県宮古市のリアスハーバー宮古を会場に、岩手県ヨット連盟、宮古ジュニアヨットセーリングクラブ、宮古市、宮古開港400周年記念事業実行委員会との共同主催にて開催します。

2011年3月11日の東日本大震災と大津波により壊滅的な被害を受けた宮古市の皆さんの復興を応援しようと、開港400周年を迎える宮古港での競技会開催を決定しました。海外からも4カ国招聘しますので、出来るだけ沢山の参加クラブ、参加人数で楽しい大会にしたいと考えています。

国内クラブ対抗レースの上位3クラブには、海外セーリング研修派遣資格各1名授与の特別賞を予定します。

#### 2. 第3回ジュニアヨット国際親善大阪レガッタ (ミキハウスカップ大阪2015)

昨年は、大阪市が大阪北港ヨットハーバーを民営移管したばかりで、大会運営体制に心配があったので開催中止としましたが、その後名称も大阪北港マリーナに変更され、新しい管理運営体制での大会開催も可能との判断で、9月20日(日)に開催する予定です。阪神在住の外国の子供たちに呼び掛けて、多くのクラブの参加で安全で楽しい大会としたいと考えます。クラブ対抗レースも実施し、優勝クラブには海外セーリング研修派遣資格1名授与の特別賞を予定します。

#### 3. 第25回ジュニアヨット国際親善東京レガッタ (ミキハウスカップ東京2015)

9月6日(日)、東京都立若洲海浜公園ヨット訓練所を会場に、東京都ヨット連盟との共同主催で開催します。昨年は台風18号の接近でキャンセルとなりましたが、江東区のK. インターナショナルスクールにも呼び掛けて体験セーリングプログラムを再度企画します。クラブ対抗レースも実施し、優勝クラブには海外セーリング研修派遣資格1名授与の特別賞も予定します。

#### 4. 第3回ジュニアヨットクラブジャンボリー

本年度は、国際交流日本ジュニアヨットクラブ競技会の日程が、ゴールデンウィークから8月初めに変更となったため、3回目となる本年度のジュニアヨットクラブジャンボリーは、5月3日(日)～5日(火・祝)の日程で、場所は昨年度と同じ静岡県浜松市の「三ヶ日青年の家」で開催します。各クラブの子供達がクラブ毎ではない合同合宿で、規律を持ちながら、ヨットレースだけでなくキャンプファイヤーや水辺の遊び、山の遊びを楽しみ、交流を深め友達の輪を広げる企画です。

(継続事業2) 諸外国との交流・親善に関する事業

(定款第5条 第1項 第4号)

1. 外国チームの招聘事業

7月31日～8月2日、国際交流日本ジュニアヨットクラブ競技会2015を、2011年3月11日の東日本大震災と大津波による壊滅的な被害から復興しつつある岩手県宮古市のリアスハーバー宮古で開催します。4カ国(ニュージーランド、オーストラリア、韓国、シンガポール、タイ王国、香港等々の内4カ国)から各3名のジュニアセーラーと監督・コーチ1名の合計16名を招聘して、交流と親善を図ります。

2. 海外セーリング研修派遣事業

国際交流日本ジュニアヨットクラブ競技会2015のクラブ対抗レースの上位3クラブに、海外セーリング研修参加資格それぞれ1名を授与する特別賞を設けます。各クラブからはジュニアセーラーを選出して頂き、平成28年3月～4月の春休みに企画する海外セーリング研修に参加して頂き、その往復渡航費用を連盟で負担支援します。

9月20日開催のミキハウスカップ大阪2015及び9月6日開催のミキハウスカップ東京2015に於いて実施するクラブ対抗レースでそれぞれ優勝したクラブに、クラブのジュニアセーラー1名を海外セーリング研修に参加する資格を授与する特別賞を設けます。この海外セーリング研修派遣については、上記の特別賞授与クラブと合同で実施するか、別の企画をするか今後検討してお知らせします。

(継続事業3) ジュニアヨットクラブの指導者の養成に関する事業

(定款第5条 第1項 第1号、第2号及び第5号)

1. 管理運営及び安全確保に関する指導事業

毎年6月の定時総会の開催時に、同じ会場を利用して指導者講習会、安全講習会を開催して、クラブの管理運営や安全確保等について講習や意見交換を行います。又、各競技会開催時にも安全講習会をジュニアセーラーも含めて行います。

2. 指導者の養成事業

連盟の公認指導員制度に従って、各クラブから新規公認の申請募集を行うと共に、4年毎の更新認定の募集も行います。登録クラブからの要請があれば、連盟から役員をクラブに出張派遣して指導者への講習等、クラブ運営指導や指導者の養成を行います。

3. 管理運営及び安全確保に関する調査研究事業

新艇開発委員会等諸々の問題について適宜委員会を組織して調査研究を進めます。

(継続事業4) ジュニアヨットクラブに関する広報活動及び刊行物の発行に関する事業

(定款第5条 第1項 第6号)

ホームページによる広報活動や広報誌「ユースセーリング」の定期的発行による活動と、希望する事前登録メンバー(正会員、賛助会員、登録クラブの指導者、保護者、ジュニアセーラーその他セーリング界関係者)に「JJYU通信」を随時に、E-mailやファクスで発信して、各クラブその他の皆さんとのコミュニケーションに努めます。

以上